

## 平成30年7月豪雨に伴う災害復旧工事に係る 工事成績評定の対象工事の緩和について

### 1 趣旨

東広島市工事成績評定要領の対象外工事に災害復旧工事を追加し、その取扱いを定める。

### 2 内容

工事成績評定の対象工事は、請負金額 500 万円を超える請負工事としているが、「災害復旧工事のうち市長が必要ないと認めたもの」として、次の工事を工事成績評定の対象工事から除外する。※これに伴い、評定対象外の災害復旧工事においては、検査依頼時の「施工プロセスのチェックリスト」の提出も不要とする。

①当初請負金額 3 5 0 0 万円未満の災害復旧工事

②緊急を要する応急工事

### 3 該当規定

【東広島市工事成績評定要領】

(対象工事)

第2条 成績評定の対象となる工事は、請負金額が 500 万円を超える請負工事とする。ただし、次に掲げる工事のうち市長が必要ないと認めたものは、評定の対象としないことができる。

(1) 電気、ガス、水道又は電話の引込工事

(2) 部品交換等の単純工事

(3) 災害復旧工事

### 4 適用期間

令和6年3月31日までとする。

ただし、従前の取扱いより、契約済みの工事または公告・指名・見積依頼をした工事については、従前の取扱いによる。